

特定非営利活動法人

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会(抜粋)ご案内

<当協会定款(抜粋)>

(目的)

第3条 本会は交通事故やスポーツ障害若しくは何らかの衝撃を受け、鞭打ち症になった患者(以下患者)に、長期の鞭打ち症を克服した会員が、有効な治療方針を助言し患者の不安をのぞき、患者の健全な生活保持を支援することを目的とする。また、長期に渡る症状の原因として、医学的に「脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群)」という病態が深く関与することがわかってきている。しかし病態の知名度が低いため、検査及び治療を受診できる施設は、ごく限られている現状である。そこで会員同士の相互協力のもと、市民や団体等に助言や協力をする。また、次世代の患者のために完全で安心できる治療システムの確立を支援し、健全な国民生活の確保を応援する。

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 1 正会員は、第1章第3条(目的)のために精力的に学び、患者に対し奉仕の精神を強く備えその任を果たそうとする個人であること。
- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に金銭面で協力する個人および団体とする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本会が解散したとき。
- (3)継続して3ヶ月以上会費を滞納したとき。
ただし理事会が正当と認める理由があればこの限りではない。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、除名該当者は、理事会で弁明の機会が与えられる。
- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。
 - (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき。
 - (3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。
 - (4) 会費を半年以上滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

以上

その他の事項に関するご案内

1、個人情報保護に関する事項

協会員様の個人情報には厳重な管理のもと、以下の目的にのみ使用させていただきます。協会員様の事前のご了承なく以下の目的以外の使用はいたしません。

- (1) 会報、協会だより、ニュースレター等の情報の配送、配信。
- (2) 協会員様へのご意見やご感想、アンケート等の提供のお願い。
- (3) 協会員様の把握と入退会に関する管理、及びこれらに必要な情報提供のお願い。

2、著作物に関する事項

会報、協会だより、ニュースレター等のすべての著作権は、個別に特段の明示がない限り、当協会が保有します。これらの著作物を当協会の許可を得ずに、複製、転用、販売等(以下「使用等」といいます)をすることは、営利、非営利を問わず禁止するものとします。

以上

平成 年 月 日 現在

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会
代表理事 中井 宏